

## 原爆症認定集団訴訟長崎判決についての声明

本日、長崎地方裁判所は、長崎県内在住の被爆者27名にかかる原爆症認定集団訴訟に関して、20名に対する厚生労働大臣の却下処分を取り消す、原告勝訴の判決を言い渡した。

既に、広島をはじめ全国の6地方裁判所において、ほとんどの被爆者の原爆症と認める判決が繰り返され、仙台、大阪では、被爆者全員を原爆症と認める高等裁判所の判決が確定している。本日の長崎地方裁判所における判決も、これらと同様、DS86及びDS02を前提にしきい値論や原因確率論を機械的に適用する厚生労働大臣の原爆症認定のあり方を厳しく断罪するものであるが、本年4月から運用されている「新しい審査の方針」の抜本的な見直しを迫るものでもある。すなわち、判決は、特に、「原告らの申請疾病において最も多く問題とされた慢性肝炎、肝障害等については、放射線起因性が認められる」と指摘し、肝炎等の全原告を原爆症と認めた。さらに、ガラス摘出後遺症、両変形性膝関節炎・足関節炎、狭心症といった「新しい審査の方針」でいわゆる積極認定の対象となっていない疾病についても幅広く放射線起因性を認めたのである。

なお、却下処分取消請求が棄却された7名については、被曝線量や原爆放射線の影響に対する評価を誤ったもので、極めて遺憾というほかない。

被爆後63年を経て、被爆者の高齢化は進み、本件においても、勝訴原告を含む8名の原告が提訴後死亡した。被爆者に残された時間は長くはない。

国及び厚生労働大臣は、控訴を断念し、直ちにこれまでの誤った被爆者行政を改め、「新しい審査の方針」を抜本的に見直すとともに、現在、各地で行われている集団認定訴訟を直ちに全面的に解決すべきである。そして、すべての被爆者を救済するとともに、被爆者の悲願である核兵器廃絶に向けて努力することを求めるものである。

2008年(平成20年)6月23日

原爆症認定集団訴訟長崎原告団

原爆症認定集団訴訟長崎弁護団

原爆症認定集団訴訟を支援する会・長崎

## 判決骨子

- 1 DS 8 6 及びDS 0 2における初期放射線の評価に潜むかもしれない問題点が、本件訴訟における原告らの初期放射線の被曝線量を考える上で有意な影響を与える可能性は低いと考えられる。しかし、被爆者の急性症状に関する各種の調査の結果等によれば、いわゆる遠距離被爆者や入市被爆者にも原爆による放射線の影響で急性症状が発現していたと考えられる。したがって、DS 8 6による残留放射線の評価、内部被曝の評価をそのまま受け入れることはできず、残留放射線による被曝や内部被曝を十分に考慮しない審査の方針は、放射線起因性の審査の基準としては不適切である。他方、放影研の調査結果は、その問題点を考慮しても、原爆放射線の人体影響を考察する上で重要で示唆に富む成果を提示している。
- 2 以上によれば、被爆者の疾病の放射線起因性の有無に関しては、DS 8 6により推定されている初期放射線量や放影研の調査結果も考慮しながら、被爆地点及び被爆状況、被爆後の被爆者の行動、放射線急性症状と類似する症状の有無や程度、既往歴、近辺にいた家族などの状況、生活歴、当該認定申請疾病の内容や発症の経過等を総合的に考慮した上、当該疾病の発症、増悪、治癒の遅延に放射線が関与したか否かを判断すべきである。  
これらの事情を個別の被爆者（原告又はその被相続人）に関して検討した結果、処分の取消しを求めた27名の被爆者うち、20名の被爆者についてはその申請疾病に原爆放射線起因性及び要医療性が認められると判断した。
- 3 本件処分は、国家賠償法上も違法という評価もあり得るが、原爆症認定の審査をするに当たり審査の方針を用いたことに落ち度があるとはいはず、処分に至るまでに長期間にわたる遅延や被告の懈怠事情があったともいはず、処分理由の記載として不備であるともいえない。したがって、原告らの損害賠償請求を認めることはできない。